長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館 長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 平井秀治
一部 10円

高教組メールアドレス
naga-kks@fs inet.or.jp

330人への話し掛けをやり、33人の加入を実現しよう

本部執行役員と支部長、支部書記長からなる代表者会（第6回　10／9開催）は高教組加入をすすめるため、12月までに330人との対話を行うことを決定。そのうち33人の加入をやり遂げ、昨年の実勢を回復することを急務の課題と位置づけました。対話は、自然加入はあり得ないような情勢にあることを踏まえたもので、同代表者会は分会長だけに頼らず職場の総意でとりくむことも確認しました。

支部目標（下記参照）の具体化を通じて、各職場の元気を取り戻すことが求められています。

喜ぶ！対馬高分会でひとり加入
あと31人で昨年度回復

10月中旬対馬分会から、嬉しい電話が書記局にありました。「青年教員がひとり加入しました」。

この度の加入者は、長崎市内の高校勤務時代から組合の必要性を十分に認識し、職場とのつながりもあった方。加入の連絡がいつ届くか、待ち続けたひとりでした。

対馬分会長の弾む声を県下全体で広げて行きたいものです。

○

「330人の対話で33人の加入を」掲げて以降、北陽台、対馬と加入がすすみ、あと31人で昨年度の組織人数に到達することになります。

誘いの声を待つ教職員もいるはずです。「一緒にやりましょう」と気を軽くして誘いましょう。

「一緒にやりましょう」の声を隅々から

「対話」の目標は、330人。これをやりきるには支部別に目標を計画立案し、支部代表者の合意を得ました。各分会では、支部討議を経て具体的に動いてください。

様々な支援などが必要な場合は本部・支部に連絡を取ってください。

■支部別対話目標■

長崎	70人
佐世保	60人
諫早	50人
大村	50人
島原	50人
西彼	6人
北松	14人
上五島	6人
五島	8人
壱岐	8人
対馬	8人

“組合は支え、支えられる関係を大事にします。一緒にやりましょう”の声掛けをやろう。

＊組合の値打ちは、クラス運営や分掌などでうまくいかないとき、出てくる“自己責任”論からの解放があること。組合ホッとするという青年の声があります。あなたの責任ではない、無理しないでやって欲しいのサインをだすことが大事です。

職場では甘えたいときもある
全国交流集会に学ぶ

◆全教が開催した職場活動交流集会（10／2，3）で6人の青年教職員が加入の思いなどを語りました。長崎高教組が抱える課題に対する改善の方向が見えてくるものです。参考にしてください。◆

▼（岐阜）声をかけてもらえないと人と人とのつながりが断たれたようで不安、孤立感も。組合に抵抗感があるとの思いは声を掛ける方が勝手に思っているのでは。

▼（埼玉）学習会や勉強会に参加。子どものためや働く人のために頑張っているのだなぁ。

▼（佐賀　鳥栖工）1年間に15人拡大実現。県の命令に従うのが公務員という思いで組合が嫌いだった。ただ、この前提には教員が尊重されなければならないということがあった。しかし、実際はされていない。仲間の存在があるのが組合。一生懸命の部活監督が分会長「やる気だけは負けん」に惹かれた。

▼（東京）生徒指導のやり方（親をすぐ呼ぶ）に疑問を持つ（父母や地域とのつながりが出来ない）校長からの労いもなく、そのような時期に組合に誘われた。

職場では甘えたいときもある、ベテランにその雰囲気が欲しい。

▼（埼玉高）断っていたが、臨採3年目で合格。恩返しをしたくて加入。知的障害から肢体不自由校に不本意にも異動。職場の子どもを放置して「給料減った」や「どこどこの道路はどうだ」とかの話しが中心で、勉強したいのに職場に行くのが嫌に。

組合に相談、子どもの教育中心で加入。

▼（京都）日の丸、君が代の論議の職員会議がスタート。組合のイメージ「ややマイナス」。先輩のイベント案内で参加。シュート（入ってくれん）のよびかけ）2回で加入。組合員の先生方信頼の置ける人が多かった。分会会議でしっかり受け止めてもらい雰囲気も良。主体的に関わる面白さもわかってきた。

分会（長）困りごと

（とりくみ報告から　9月末）

- 今のような経済状況、賃下げでは積極的に加入を話せない（長崎A）
- 組合費が高い（ひとり働きなど厳しい）（長崎B）
- とにかく多忙であり、なかなか声かけがしにくい（佐世保A）
- 職員が多い割に20代はゼロ名。40代以上は脱退者が多く、この人たちは好意的ではあるが、再加入の意思はないよう。この点拡大の困難な点である。（諫早A）
- 7／30に拡大のための学習会・懇親会をしたが、未組が2人参加（両方とも臨採だった。他にも参加できる人はいたが用があって来ず。）組合論議も行った。（大村A）
- お互い忙しすぎて声をかける時間がない。（西彼A）
- 職場が多忙です。担任、主任、部活動の指導と休日もない状態。組合の活動（署名、会議の出席）の面でも大変迷惑をかけています。（西彼B）

＊職場の核である分会（長）を励まし、みんなで支えましょう。

思い・想い・重い・ファイル

現場はもがいている

校長会発信の「学力向上」対策3項目に対する批判の声が絶えない。

「家庭学習ゼロをなくす」の前に「授業をきちんと受ける教育環境・条件の改善に動くのが校長会だ」。

「指名されたら返事して、起立する」の提案に対しては、「返事や起立を否定はしないが、こんなことしていたら授業が進まない」。

「自分のことばで考えて答える」は「質問の意味がわからない生徒を相手にするような状況では自分のことばでなくともいい」。

なるほど、こんな声に真剣に校長会は答えて欲しい、信頼を築くためにも。現場の教職員は多様な苦しみにもがいている。

YOUKOSO　KYOUKOSO　KOUKYOUSO

先にさわやかな風を吹かせて

校長会の提起通り「学力向上」対策3項目を生徒に説いたある校長は、「不満を言う前に先にとりくんでみる。さわやかになる。」と発信した。ならば、教職員組合などが問題提起する前に、「先にとりくん」で改善し、職場に「さわやか」な風を吹かせて欲しいものである。

YOUKOSO　KYOUKOSO　KOUKYOUSO

国人勧を上回る引き下げの不当勧告

超勤縮減の効果的方策検討など
高教組の要求一部反映も

10県人勧の特徴

長崎県人事委員会は10月8日、今年度の県職員の給与等に関する報告及び勧告を、県知事及び県議会議長に提出しました。

その内容は、8月の人事院勧告に追随して、月例給とボーナスを2年連続で引き下げるとともに、公民較差が大きいことを理由に、自宅にかかる住居手当を700円引き下げるなど、国を上回る引き下げを求めるものとなっています。

一方で、時間外勤務の縮減については、「週休日の振替制度の見直し」等をあげて、「効果的な方策の検討」を求めるなど、高教組の要求を一定反映する内容もみられます。

報告はまず月例給について、従業員50人以上の県内企業について調査した結果、今年4月の民間と県職員の給与を比較すると、1人当たり1005円(0・26%)民間より上回っていることと、人事院勧告で俸給表の引き下げ改定と56歳以上の給与の抑制措置が勧告されたことをあげ、国に準じた措置が必要としています。

具体的には、給料表は30代以下は据え置きとし、40代以上について、0・1～0・2%の引き下げを勧告しています。それに合わせて、現給保障の額についても、2006年3月の給与の99・57%とし、現在より0・17ポイント引き下げることを勧告しています。

56歳以上の給与抑制については、当分の間、給料月額の1・5%を減額するとし、対象は、教育職では校長、行政職では6級以上の職員としています。

56歳以上の給与抑制は管理職だけ
定年延長にらみ賃金のあり方に影響

56歳以上の給与抑制を管理職層だけにとどめたことは、私たちのとりくみの反映です。ただ、年齢を理由に賃金抑制が行われたことは、今後の定年制延長にともなう60歳前後の賃金のありかたにも関連する可能性もあり、大きな問題として残りました。また、民間賃金との比較の問題では、企業規模を100人以上にもどすことを引き続き要求していかなければなりません。

40代以上は12月期末手当から一律減額　不利益不遡及と詭弁

賃金引き下げの実施時期は、給与条例が改正された次の月からとしています。

しかし一方で、4月から条例改正までの期間の公民較差を解消するためとして、40代以上の職員について、今年4月に支給された給与の0・34%(国は0・28%)の額の相当月数分(11月中の条例改正の場合は10月)を12月の期末手当から減額することを勧告しています。

給料表の改定などによる個々の職員の給与削減の額はかなり差があるのに、減額調整が一律になるのは矛盾しています。

人事委員会は、改定額をそのまま4月にさかのぼって減額を行えば「不利益不遡及」の原則に反するので、一律に負担してもらうことにしていると説明していますが、詭弁以外の何物でもありません。

主幹・指導教諭の特2級新設に合理的説明なし
職務内容は高教組の指摘を認める

報告では教育職員の給与についても言及しています。主幹教諭と指導教諭のための新しい級の設置については、「これらの職の職務内容及び職責がこれまでの教諭と異なる」として、特2級の新設を勧告しています。

「具体的に、主幹教諭と指導教諭の職務内容と職責のどの部分がこれまでの教諭と異なるのか」という高教組の追及に対して人事委員会は、「職務の内容については、高教組が要請書で指摘しているとおりで、県教委からも同様の説明を受けているが、それについての（責任の大きさなどの）評価が異なる」と述べるにとどまっています。

1月から県教委交渉
団結力で要求の前進を

人事委員会勧告を受けて、11月1日から、今年の確定交渉が始まります。高教組は現在、確定交渉にむけて、主幹教諭・指導教諭導入反対の署名、重点要求署名、超勤縮減のための教職員アンケートにとりくんでいます。

こうしたとりくみを軸に、現場の教職員の声を結集するとともに、組合員を拡大し、組合の団結の力で要求の前進をかちとりましょう。

●県人事委員会勧告・報告は、他にも高教組のとりくみを一定反映した部分もあります。次号ではこの点を明らかにします。

○青年教職員意識調査の結果・分析は休みました。

公務共闘による人事委員会交渉(9/24)手前が人事委

Q&A

＊職場からの問い合わせに答えていきます。参考にしてください＊

育休期間と勤続年数は？

問　子どもが1歳半になるまで育児休業をとったのですが、校長から「子どもが1歳になった後の期間は勤続年数に入らない」と言われました。今の学校に転勤して6年目になるのですが、異動はできないのでしょうか？

答　県教委が定めている「人事委異動基本方針」の「運用規程」の7に、校長が言った内容が書かれています。

こうした運用の結果、1年未満の勤続期間が生じることになりますが、そうした場合の異動に関する扱いについて県教委は、「データ上は6年に満たないという形になるが、それで機械的には扱わない。校長が行うヒアリングでよく状況を話して欲しい。」と答えています。

6年以上は全職種適用？

問　人事異動の基本方針には、同一校勤続年数6年以上の者を異動対象にすると書いてあります。すべての職種の職員がこの方針で動くのでしょうか？

答　基本方針は全ての教職員にかかわるということになっていますので、基本方針上はそうだと県教委は述べています。

しかし、毎年度の実施要領では「転補」の項で、職種によって異なることが明記されています。

すなわち、教諭・養護教諭・栄養教諭については、「同一地区15年」「同一校6年」が明記されていますが、農業・工業の教員、実習教員・寄宿舎指導員については、「別に定める」とされ、事務職員・栄養職員・用務員・介助員・船員については、「行政の必要によって行う」となっています。

具体的には、農業・工業の教員と寄宿舎指導員については同一校6年以上、実習教員については10年以上を異動対象にすることを定めています。

事務職員等については、定めがないわけですから明文での基準はありません。

しかし、これまで県教委は、「事務職は3年が目安」と言ってきています。また、栄養職員・用務員などについても、「3年で動きたいという人は、校長に相談してもらえばよい」と述べています。